

令和3年7月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年7月5日
武雄市農業委員会

令和3年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年7月5日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時30分
2. 場 所 武雄市文化会館 ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 瀧 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、
 笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小瀧 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、
 松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、永尾廣次、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、
 平川 香、黒岩一則、橋口和彦、立川浩吉（以上25名）
5. 協議事項
- | | | |
|-------|-----------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 12件 |
| 議案第4号 | 農地許可後の事業計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第5号 | 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について | |
| 議案第6号 | 農業振興地域内、農用地からの除外について | |
| 議案第7号 | 武雄市非農地証明願いについて | 4件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和3年7月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。今回が、現体制での最後の総会となります。本日は、農業委員全員に出席いただいております。在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年7月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。本日の議事録署名人に、5番中島委員、18番相原委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第1号についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

番号1番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆、面積410㎡です。申請事由は、譲受人の自宅に隣接しており、耕作しやすいため。土地の価格は1筆〇〇円です。

2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑2筆、面積合計573㎡です。申請事由は、譲受人の住居に隣接しており、管理しやすいため。土地の価格は発生しておりません。

3番。権利の内容は所有権の移転。〇〇町の田1筆、畑2筆、面積は合計5070㎡です。申請事由は、譲受人の経営規模拡大のため。土地の価格は10a当り〇〇円です。

以上、3件。いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。議案書2ページをお開きください。

番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、面積が30㎡です。申請事由は、自宅の駐車場が不足するため、平成25年頃から既に利用しており、引き続き利用したいということで、始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。また、この後の議案第3号の8番で説明いたしますが、一般住宅の建築用地として、5条申請が出されております。

以上、1件です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第3号 第5条の規定による許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が12件提出されております。この10件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。議案書は3ページからです。
番号1番。権利の内容は賃貸借権設定。土地は〇〇町の田2筆、面積合計1348㎡です。借受人が武雄町において産業廃棄物処理事業及び建物解体事業を行っているが、近年、解体工事の依頼が増加しており、産廃部門と解体工事部門のを分離し、新たに、運搬用トラックの駐車場を設けたいとのことから、申請されております。用途は駐車場及び資材置場で、工事完了時期は令和3年12月15日。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

番号2番。権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑6筆、面積合計1060㎡です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地は利便性も良く、住宅環境に適し、建売分譲住宅用地として適地と判断されたため、申請されております。用途は建売分譲住宅3区画、駐車スペース、通路、庭、乗入道路を計画されており、面積は実測で1064.19㎡になります。工事完了時期は、令和3年12月31日。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

3番。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の田1筆、696.62㎡です。申請事由は、資材が増え、現在使用中の資材置場のみでは狭く、場所を確保することは困難である。また、狭いため、整理整頓も難しく、危険を伴う恐れがあるため、新たに設けたいとのことで、用途は資材置場。工事完了時期は、令和3年9月。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田3筆、面積合計324㎡です。申請事由は、現在、賃貸住宅住まいであるが、子供が産まれて手狭になっていたため、一般住宅を建築したいとのことで、工事完了時期は、令和3年12月下旬です。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇の畑1筆、689㎡です。申請事由は、現在、一般アパート住まいであるが、間取りが狭く、子供の成長とともに窮屈になってきたため、一般住宅を建築したいとのことで、工事完了時期は、令和4年3月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

6番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、273㎡。自宅で踊りの教室を開いており、生徒の駐車場として利用をするため、申請されております。現在、既に使用されておりますので、始末書が添付されております。新たな工事はございません。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

7番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑2筆、面積合計244㎡です。申請事由は、建売住宅用地として適地と判断されたため、工事完了時期は、令和4年1月末の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

8番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、357㎡です。先程、議案第2号で承認していただきました農地の隣接地にあたります。申請事由は、現在、家族6人で生活しているが、子供の成長に伴い手狭くなったため、実家の隣接地に一般住宅を建築したいということで、工事完了時期は令和4年3月。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

番号9番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、面積合計666㎡です。申請事由は、現在居住している実家だが手狭になり、勤務先の近くに一般住宅を建築したいとのことで、農振除外済。工事完了時期は、令和4年1月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

10番。権利の内容は使用貸借権設定です。土地は〇〇町の田1筆、面積514㎡です。現在、民間アパート住まいであるが、子供が産まれ手狭くなったため、子育てに協力的な祖父、祖母の住宅近くに一般住宅を建築したいとのことで、申請されております。農振除外済、工事完了時期は令和4年9月の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

11番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、面積は合計で138㎡です。申請事由は、現在、親子5人でアパート住まいであるが、手狭であるため、一般住宅を建築したいとのことで、同時利用地として宅地2筆を含み、計画面積の合計は、499.74㎡です。工事完了時期は、令和3年12月。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりで、500m以内に存在する2以上の公共施設または公益的施設として、武雄市立〇〇小学校及び認定こども園の〇〇が該当しております。

12番。権利の内容は、賃貸借権設定の一時転用で、土地は〇〇町の田1筆、面積1049㎡の内411㎡です。申請事由は、新幹線工事の施行の際、工事箇所への進入路がなく、新たに工事用道路を構築する必要があるため、工事完了は令和3年9月。貸借期間は令和4年3月末まで予定されております。農地区分及び許可基準の該当事項は、記載のとおりです。

以上、12件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち、1番と2番の案件については、6月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の向井健作委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（10番 向井委員）

それでは、報告いたします。調査委員会報告書。令和3年6月25日午後1時半から、調査委員会をB班及び地元農業委員、推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号農地法第5条の規定による申請2件について、審議をいたしました。

議案第3号申請番号1番の駐車場及び資材置場について、代理人から転用の理由、転用計画等の説明があり、審議いたしました。主な質疑、要望でございますけど、造成費用の負担について質疑がありました。代理人により、全て借受人の負担であるという報告でありました。また、造成計画について、代理人と共に実際に現地で、調査委員会により確認を行った際に、その地域は水害が起りやすい地域ということがございまして、水害の恐れがあるために、造成の高さ、これは前に県道通ってますけど、その県道より上げないようにという要望があり、代理人からは県道並で計画をしていると回答がありました。また、申請地の利用について、ちょっと拡張されますんで、その内容を加えたわけですけれども、洗車等の作業を行われるかどうかという質疑がありました。代理人の方からは、申請地で洗車等は行わないと。それは本社で行うという回答がございました。

続きまして、議案第3号申請番号2番の建売分譲住宅について、代理人から転用の理由、転用計画等の説明があり審議しました。主な質疑、要望でございますけど、敷地内の道路の帰属について、質疑がありました。道路については、購入者の共有名義となる予定であるとの答えがあり、他に特別な質問はなかったんですが、この造成計画について、代理人と共に、実際に現場で調査委員会にて、確認ができました。

以上、質疑等ございましたけど、申請番号1番及び2番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から、許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。終わります。

会 長 ありがとうございました。1番と2番の案件について、調査委員会の報告が終わりましたが、3番から12番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 私の所、12番については、もう新幹線の工事も大体終了をしておりますが、最終的に新幹線工事箇所は道路ですね、一時転用しなくちゃならないということで、施工ヤードを引き続いてやりたいということでしたので、同意をいたしました。

会 長 他にありませんか。
無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇推進委員 申請番号2番ですが、登記簿面積と実測面積の違いがありますが、これはどちらが優先していくんですか。

事務局 ご質問の件なんですけど、どちらが優先っていうのはないんですけども、あくまで、許可につきましては、登記簿上の面積1060㎡について許可が出されます。よろしいでしょうか。

会 長 登記簿と実測がちょっと違うというのを、許容範囲はいくらまでと決まっていますね。

事務局 いくらかっていうのが、当時の登記簿面積が1060㎡ときの測定の技術と、現在の測量技術については、現在のほうが正確なものでありますので、その1060㎡の、例えば、5㎡であれば誤差を認めるよと。1060㎡がもっと大きな5000㎡となったときは、誤差が大きくても大丈夫というか、その実測の面積と誤差の範囲内で認めるよというのがございますので、一律ではないですけど、元々の面積に応じ佐賀ありえるかと思えます。

〇〇推進委員 国調ではね、実測を優先させたんですよ。

会 長 実測と公簿面積が誤差の範囲というのはですね、申請の段階で認められているんですよ。だから、これが一致せんといかんってことはないのでですね。どっちを優先するかではなくて、あくまでも、この登記簿の面積を順守して、その実測があれば、その実測の許容範囲ということでは受付をしているということにはなっておりますので。いいですか。

会 長 他に。
それでは、他に質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による12件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による12件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用転用許可後の事業計画変更承認申請》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請」が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号についてご説明します。議案書は10ページからです。
1番。内容は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。土地は〇〇町の田7筆、畑12筆、計19筆。面積合計3万3200㎡です。武雄市が工業団地用地として整備しているものです。変更の理由及び計画は、補強土壁の材料条件に合致する現地発生土の土量が、当初の想定より少なかったため、工法の見直しを図り、用地を2区画から1区画に変更するものです。同時利用地として山林、原野等を含み、全体の計画面積は17万8654㎡となっております。工事完了時期は、令和4年6月30日です。
以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局尾説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けたいと思いますが、なにかございませんか

(地元委員補足説明なし)

会 長 議案第4号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1件について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案書は別冊になっております。1ページをご覧ください。こちらに、令和3年度第4号利用権設定計画案を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町なし。

橘町、田、再設定、5件、5筆、7709㎡。

朝日町、田、再設定、1件、5筆、3907㎡。畑、再設定、1件、15筆、2773㎡。

若木町なし。

武内町、田、新規、1件、3筆、4889㎡。再設定、4件、8筆、15112㎡。

東川登町、田、新規、1件、5筆、7896㎡。

西川登町、新規、1件、6筆、8837㎡。再設定、1件、1筆、1936㎡。

山内町、田、再設定、1件、1筆、600㎡。

北方町、田、新規、1件、5筆、10554㎡。再設定、2件、2筆、7073㎡となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定の変更については13ページ、利用権設定解除については14ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外について》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の田中です。よろしくお願いいたします。

議案第6号につきまして、いつもは、字図のほうに隣接地の地目を入れてお渡ししているところがございますけれども、今回手違いによりまして地目の入っていないものをお渡ししておりました。大変申し訳ございません。

それでは、説明をさせていただきます。1ページに農振除外を行う13件、26筆のリストで、2ページから4ページに13件の概要を記載しております。5ページから42ページは、それぞれの地図、字図それから計画平面図でございます。

では、2ページをご覧ください。申請番号1番は、除外目的が植林。除外場所は〇〇町の畑202㎡、田1481㎡、計1683㎡でございます。

2番目は、除外目的が倉庫。除外場所は〇〇町の畑131㎡です。

3番。除外目的は賃貸住宅10棟。除外場所につきましては、〇〇町の田2筆1009㎡。それに畑5筆の1697㎡、合計2706㎡でございます。

4番。除外目的は店舗兼事務所。除外場所は〇〇町の田764㎡でございます。

5番。公共用水道事業配水池ポンプ場。除外場所につきましては、〇〇町の畑465㎡でございます。

で、3ページに行ってくださいまして、6番。除外目的は一般住宅。除外場所につきましては、〇〇町の田321㎡。

7番。建売分譲住宅5区画。除外場所は〇〇町の田4筆2829.54㎡でございます。

8番。除外目的は住宅地進入道路。除外場所につきましては、〇〇町の田1012㎡でございます。

9番。一般住宅及び倉庫。除外場所につきましては、〇〇町の田、779㎡でございます。で、

10番目が除外目的一般住宅。除外場所は〇〇町の田443㎡です。

11番。除外目的駐車場。除外場所は〇〇町の畑79㎡。

12番が除外目的建売分譲住宅5区画。〇〇町の田2筆、2489㎡。

13番目が除外目的駐車場及び置場ということで、除外場所につきましては、〇〇町の田3筆、8116㎡でございます。

この13件につきましては、農林課といたしましては、農振除外の5要件を満たしていると判断をして、受付をした案件でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、現在の委員さんの任期内で、本日が最後の総会ということで、3年間大変お世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第6号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇推進委員 13番ですけど、というか今までずっと農業委員さんたち、農振除外の話の出たとの生産組合長と区長さんの印鑑を持らって来るとは当然けど、私たちの耳には何も入ってこんで、ここに上がってくるものにやあって言うけん、何べんもお知らせするという話も出よったと思うとけど何も聞いとらんもん。そんな話。相原さん聞いとらすですか。

〇〇番委員 聞いてません。

〇〇推進委員 これ実は、前に修理しよんしゃって、地元説明会まで開いて水害のうんぬんかんぬんっていうて、大騒動して、もう埒明かんごとになりよった経緯もあるですもんね。そいけんが今日出てきてから、あれ話の違うやんねていう、いくつかあるとばってんが。お知らせは来んとかね。指導はしよんしゃっと思うとばってん。

農林課 大変、失礼をしております。何回かそういったご意見をいただきまして、申請受付の際には、必ず地元の農業委員さんに対しても承諾書まではいらないまでも、ちゃんとお話しをしてくださいというのは、これは必ずお願いしますということではいるところなんですけど。それで、まだ言われてないということがあるということで、すいません、ちょっとこちらの資料じゃないですけど、そのへんがまだ不足しているというふうに思っております。大変申し訳ございません。

〇〇推進委員 なるべく、こういう後々揉めるきっかけになるごたっとは、時々農振除外できないことって出てきたりする時のあるけんが、こういう様な場合に一番大きな田んぼをもってきたりとか、いろいろ一番最初に出た計画とちょっと変わるところのあるけんですよ、なるべくそういう情報を早めに持ってきてもらわんと。実際5条申請の出たときとか、面積の広かけん調査委員会にかかると思うとばってんが、できるだけ農振除外の情報は、他の委員さんに報告ばしてもらうごと、今一度徹底をしてください。お願いします。

農林課 はい。わかりました。すいません。

会 長 農振除外をしても、しばらくかかりはするとけど、もうどっちみち、農業委員さんの許可というか印鑑を貰うごとすっぎよか。皆さんどがんですか。

〇〇推進委員 事前に教えてもらうたらよかとよ。よかって思うばってん。

会 長 ただ、農業委員さんに行ってくださいよって、指導するっていうてもさ、印鑑ば貰うとるぎ指導しよるとかなんとかなかもんねえ。そいけん、皆さんが農振除外のときにもう承認ばもらうごと言うてくんさっぎ、要請ばしてもよかねえって思っとるばってん。どがんですか？

〇〇推進委員 農振除外の承認ばすつとに委員さんの印鑑のいると思います。

会 長 農業委員さんも最適化推進委員さんも一緒さ。その地区は一緒やっけん。農業委員さんばっかいじゃなくて。承諾書の様式ば作っていただいてさ、承諾書ば農業委員さんに行ってくださいよということで、出していただければ、もう今のごた質問はなかけんが。そいば、今のところ印鑑ば貰いに来たり、なしたりしんされんばばってんが、そいがよかばいって言う人は手を挙げてください。

(挙手多数)

会 長 ああ、これは多かった。多かったけんが、様式ば作ってさ、農業委員さんと推進委員さんの印鑑ば貰ったと。両方作つとかんぎさ、その地区は農業委員さんと最適化推進委員さんが、内容は把握しとんさつとやっけん。そいで、知らんぎ、ここで農業委員会申請の上がってきってから、知らんやったてなっちゃいかんけんが。そいがよかごたっね。説明したっていう証ば貰うことにしてください。

農林課 わかりました。では、次回の受付からですね、そういう形でさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

会 長 他に？

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第7号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請」について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明します。議案書の12ページをお開きください。番号1番。土地は〇〇町の畑2筆、面積は合計で83㎡です。昭和46年に出資により取得し、以降、山林の一部として管理され、現在に至っております。非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

2番。土地は〇〇町の畑2筆、面積は合計で2780㎡。亡き父が平成元年頃植林していたということで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

3番。土地は〇〇町の畑1筆、560㎡。父が他界して、畑を利用しなくなり、放置したままたつのが茂っているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

4番。土地は〇〇町の畑2筆。面積は合計で486㎡です。少なくとも、平成の初めには、現在と同じくたつのが茂り、山林の様相であったとのことで、事務処理要領の該当事項は記載の通り判断しております。

以上、4件です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第7号、4件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、4件の武雄市非農地証明願につきましては原案どおり証明することに決しました。

《閉会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年7月の農業委員会総会を終わります。